

令和6年度 川崎駅周辺回遊性向上推進業務委託仕様書

(適用範囲)

本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和6年度 川崎駅周辺回遊性向上推進業務委託仕様書」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

川崎駅周辺では、羽田空港や東京、横浜へのアクセスの良さや、多摩川の水辺空間を活かした、広域的な集客機能を備えたまちづくりを段階的かつ戦略的に進めている。特に京急川崎駅西口周辺地区においては、新アリーナを含む複合エンターテインメント施設の整備プロジェクトや、市街地再開発事業などが計画されており、これらの民間開発動向を契機に、多摩川等の地域資源等も活用しながら、本市の玄関口にふさわしい多様なにぎわいと魅力にあふれた広域拠点の形成を段階的に目指している。

なお、本業務では、市制100周年記念事業及び全国都市緑化かわさきフェアや川崎駅周辺の多様な地域団体等と連携しながら、川崎駅周辺から多摩川河川敷までの区域において、今後のまちづくりを見据え、公共空間等を利活用した社会実験を行い、まちの面的な賑わいの創出や地域経済活動の一層の活性化を目的とする。

(業務内容)

本業務の内容は、次の(1)～(2)のとおりとする。詳細については、甲乙打ち合わせによるものとする。

(1) 公共空間等を活用した社会実験の実施

川崎駅周辺から多摩川河川敷までの区域において、立地やポテンシャルを活かし、次の事項を考慮したうえで、社会実験を実施するものとする。

① 社会実験の具体的実施内容に関する企画

- ・実施期間は、業務委託期間のうち、10月中旬～11月上旬を基本とすること。なお、社会実験は毎日継続して行うもののほか、曜日や実施日を限定して実施することも可能とする。また、回数や時期等に変更が生じる場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・社会実験の認知度を高め、実施効果を最大限発揮するため、事前に広報に資する取組を開始すること
- ・様々な層を対象としたコンテンツ（アートやスポーツ、音楽、飲食など）を複数の場所（3箇所以上、多摩川河川敷周辺を1カ所は含めること）で実施し、回遊性の向上や面的な賑わいの創出などに資する企画とすること。
- ・日中から夜間にかけて幅広く社会実験を行うこと。
- ・川崎駅周辺の多様なステークホルダーや地域団体、地域人材との連携、川崎駅周辺で行われる地域イベントと連携したコンテンツの実施等、本市や駅周辺の魅力を発信するものにする
- ・市制100周年記念事業や全国都市緑化かわさきフェアなど、本市事業や関連する取組との連

携を図ること

- ② 関係者との調整
- ③ 参加者の募集方法の企画及び広報の実施
- ④ 社会実験の準備（必要な資材の調達を含む）
- ⑤ 社会実験の実施
- ⑥ 社会実験の結果を踏まえた、次年度以降に向けての課題と方向性の提案

（２）報告書作成

本委託業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

（実施計画書）

乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

（契約期間）

契約締結日から令和6年12月27日までとする。

（各種法令等に関する手続き）

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

（貸与資料）

甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

（報告の義務）

本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

（損害及び危害）

乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

（疑義）

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

（秘密の保持）

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

（成果品の帰属）

本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

（成果品）

成果品は、次の（１）～（２）のとおりとする。

（１） 報告書 電子データ（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ） １部

（２） その他必要と思われる資料

（その他）

やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合や社会実験が中止となる場合には、本業務の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

令和6年度 川崎駅周辺回遊性向上推進業務委託 履行場所



川崎駅周辺地区